慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	今泉孝太郎著『農民法研究』：農地法の新しい解釈
Sub Title	K. Imaizumi : A study of law for farmer
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.2/3 (1958. 3) ,p.76- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580315-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

今泉孝太郎著

『農民法研究』

——農地法の新しい解釋——

これまでわが國で、農業法とか農事法とかいう言葉はあつたけれども、「農民法」という言葉は、本書の著者今泉教授によれば、『商人に商法のある如く、農民に農民法（又は農法）の概念が定立さるべきである』とされる（本書序文）。

以上のように「農民法」という概念は、すくなくともわが國においては、著者今泉教授によつてはじめて定立されたものであるから、本書を紹介するにあたつて、まず「農民法」の概念からはじめることとしよう。

(一)「農民法」の對象

「農民法」の對象は、農民とその家族および農業資産とを包括した一つの生活單位であり、更にこの一つの生活單位は一種の中間法人の概念によつて把握されるべきである、とされる（一〇—三頁）。この一種の中間法人である生活單位は二つの要素の不可分的結合より成り立つている。一つの要素は農民とその家族であり、他の一つの要素は農業資産である。前者の要素は更に現行法にいわゆる農民、すなわち「耕作又は養畜の事業を行う個人」（農地法二Ⅳ）とその世帶員との不可分的結合である。何故に耕作の事業を行う個人とその世帶員とが切り離せないのかというと、わが國の農業は家族經營であるからである。更になぜ家族經營であるかというと、それは『天候の變化に對する應變な處置』、『多岐に亙り、時に一定期間に、しかも細心の注意を以てする作業』、極めて多くの肥料の投下、などによつて零細な農地の一單位當りから世界最高に近い多くの收穫を擧げて行くためには（しかもその農地の多くが水田であり機械の採用が困難であるため）、『經濟原則上、家族勞働の集約を餘儀なくせしめている』からである（五二—六四頁）。日本農業の實態が、すくなくとも現在のところ、家族經營を要求しているので、そこで農民の法律的取扱いにおいても、自己の名で耕作又は養畜の事業を行う個人とその世帶員とを分離して取り扱うことは不可能となる。現行法でも、自作農と小作農との區別につき（農地法二Ⅴ Ⅵ）、また農業委員の選擧權者・被選擧權者の決定につき（農業委員會等に關する法律八）、この點に特別な考慮が拂われている（一二六—九頁、三一八頁）。更に農民については、農民移動の問題が論ぜられている（一六—九頁）。

次に農業資産であるが、これについて注意すべきは、農業資産例えば農地の民法上の所有名義人が誰であつても（それは多くの場合自己の名で耕作の事業を營む個人名義であろうが、常にそうだというものではない）、それは『むしろ、農民の家族全員のために農業

經營の用に供する一種の農業財團と認めねばならない』ことである（二〇―一頁）。そしてこの一種の農業財團ともいうべき農業資産が農民およびその世帯員と不可分的に結合して、一つの生活單位・中間法人、すなわち人的要素と物的要素と分離して把握し得ない法人を構成するのである（一一―三頁）。この點が商業、工業等のその他の產業を營む者やサラリーマンとそれらの者の財產との關係と非常にちがつた點であつて、「農民法」という獨特な法分野が成立する第一の理由である。

さて、具體的に一種の農業財團とも認めるべきところの農業資產には、どのようなものがあるかというと、次のようなものである。(1)土地　耕作する土地のほか、作業所や居住家屋の敷地、肥草採收地、家畜放牧地、自家用薪炭の原木採收地などがある。(2)建物　居住建物のほか、作業所、納屋など。(3)樹木　桑、稻掛け用樹木、自家用薪炭としての原木など。(4)農業用動產　農機具、家畜、肥料、貯藏品など、である（二一頁）。

これらの農業資產については、その相續（特に民法の均分相續の原則との關係）、ならびに農業經營資金貸付債權擔保のための先取特權および抵當權につき、或いは比較法學的に、或いは法社會學的に、或いは解釋法學的な研究がなされている（二一―五二頁）。

(二)「農民法」と農業法（農事法）との相違

右に述べたような意味の生活單位・中間法人を對象とする「農民法」と從來から普通に用いられて來た農業法（農事法）の概念とは、どうちがうであろうか。農業法（農事法）は、經濟政策の一としての農業政策の法であつて、農民をその經濟的機能からのみ眺めたものである。だからそれは、むしろ農民を法律的に把握するものというよりも、農業の經濟的觀點を重點として、立法させかつ解釋されてきたものである。ここにおいては農民の主體的人格を直接問題としていないといえよう。これに對し「農民法」は『農民本來の職業的身分に考慮を拂い』、『農民の生活を全的に把握する』ものである。農民法は農民自身の立場から、前述した生活單位・中間法人の法律的規律を考え（『農民自律の立法化的傾向』）、農民の階層的解放をはかるものである（一―五頁）。しかして著者は農業法（農事法）の立場からの農民立法では、農民自律も、農民の階層的解放も達成し得ないことについて、古く大化改新以來の農地制度をふりかえり（六―七頁、七八―一〇七頁）、そして『自然と民族に制約されたこれ等の貴い經驗は、最近實施せられた自作農創設においても、亦、その後に來るものを已に警戒し、これに對する方策を今日において樹立するの要を我々に示唆するものである』といわれる（七頁）。

(三)「農民法」の研究方法

右にみたような「農民法」の法分野は、しからば、現在この理念によつてつらぬかれた現行法をもつて充分にうずめられているであろうか。この答はむしろ否定的である。もつとも舊自作農創設特別措置法や現在の農地法などは、『單に農業に對する經濟的政策というが如き從來の範疇を以てこれを律することができない』ものであり、それ以上に『農民の階層的解放を目的』とするものであるというべきであろう（四頁）。とはいえ『農民法立法が未だ凝固せずして、多くの研究課題を殘している』というべき段階である。このことから現在における「農民法」研究の特殊性が考えられる。即ち

『農民法の研究において、最も重要なことは、現行法において、農民が如何に特殊的取扱をなされているかという消極的研究よりも、むしろ、農民を如何に法律的に取扱うべきかとの積極的研究態度の方がより多く現實の社會に切實に希望されている』。この意味においては『從來の解釋法學の保守性が却て禍する場合が多いのである。それ故に、それは單なる立法論に過ぎないものとして、純粹な解釋法學の立場から非難される處れを多分に含むけれども、しかし、農民制度の史的變遷は避け難き人間性の弱點を餘りにも明らかにあらわしているから、繰返す歴史の轍を見詰めて、新たなる構想を準備する必要を痛感するのである』と斷言される（一一頁）。

農民法の性格は大體以上のようなものであるが、本書においては、かかる「農民法」の性格規定に續いて、この立場からする詳細な現行農地法の解釋理論が展開されている。農地法の解釋理論が、「農民法」の觀點からなされているところに、本書の副題として、農地法の新しい解釋とあるゆえんである。

更に農業委員會を論じ、最後に比較法學的研究の一として、戰後におけるドイツの農地改革を論じて、本書は完結している。

ともかく本書には、今泉教授の獨特の視點と筆法によつて、農民解放のヒューマニズムが法律學的に展開されている。この意味で本書は、一人でも多くの、わが國の現實に當面する諸問題――それは直接間接にすべて農民の問題に結びつくといえよう――を眞劍に反省する人によつて讀まれるべき充分の資格を有するものである。

（泉文堂刊・六八〇圓）

（宮崎俊行）

Heinz Leferenz;

Die Kriminalität der Kinder

Eine kriminologisch-jugendpsychiatrische Untersuchung.（1957）J. C. B. Mohr（Paul Siebeck）Tübingen SS. 140

ハインツ・レフェレンツ著

『兒童の犯罪性』

――刑事學的・少年精神病學的研究――

I　著者ハインツ・レフェレンツは、現にハイデルベルク大學において、刑事學を講じている若い私講師である。

著者は、ハイデルベルク大學の精神病理學科の出身であり、クルト・シュナイダー教授の門下である。

周知の如く、この大學の精神病理學科には、カール・ヤスペルスの名が巨峯の如く聳えていた。彼によつて打ち建てられた客觀的、認識批判的な學風は、彼がバーゼル大學に去つた後、クルト・シュナイダー教授によつて受け繼がれ、更に形成發展せしめられて、いわゆるハイデルベルク學派を形成している。

著者レフェレンツには、現在迄次の如き作品が公刊されている。

Die rechtsphilosophischen Grundlagen des §51 St. G. B. (Der Nervenarzt. 19. Jahrg. 8 Heft. 1948. S. 364-372)